

国指定石鎚山系鳥獣保護区
石鎚山系特別保護地区
指定計画書
(環境省案)

平成19年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

石鎚山系特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

石鎚山系鳥獣保護区のうち、愛媛県西条市所在国有林愛媛森林管理署東予森林計画区1001から1003までの各林班の区域、同計画区1027林班ほ、と、イ及び口の各小班、1028林班に、ほ及びイからホまでの各小班、1032林班と小班並びに1033林班へ、と及びぬの各小班的区域並びに同県上浮穴郡久万高原町所在国有林同森林管理署中予山岳森林計画区12林班へ小班、13林班ろ並びに14林班ろ及び口の各小班的区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで(10年間)

(4) 特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

石鎚山系鳥獣保護区は、愛媛県西条市、上浮穴郡久万高原町、高知県吾川郡仁淀川町及びいの町にまたがって位置しており、愛媛県の中央部に位置する石鎚国定公園の主峰石鎚山を中心とした自然の変化に富んだ地域である。当該鳥獣保護区は、天然林が広く分布し、標高約700mの面河溪谷から1,982mの石鎚山山頂までの間に暖帯林であるカシ林から、モミ・ツガ林、温帯林のブナ林、亜寒帯林であるシラベ林、ダケカンバ林まで変化に富んだ林相が見られ、稜線部にはササ原が発達している。

このような自然環境を反映して、当該区域は野生鳥獣の良好な生息地になっており、特に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省レッドリストに掲載されている絶滅危惧 B類のクマタカ、絶滅危惧 類のハヤブサ等の猛禽類や天然記念物に指定されているヤマネ等の希少な鳥獣を始めとして、鳥類では84種、哺乳類では36種の鳥獣が生息している。

特に、当該区域の中でも、石鎚山の西側に位置する堂ヶ森北区域は、針広混交の天然林が発達し、高標高地の溪谷では多様な植物相が形成され、クマタカ、カヤクグリ、ルリビタキ等の鳥類にとって重要な生息場所となっている。石鎚山系中心の瓶ヶ森山頂から稜線部にかけて位置する瓶ヶ森区域は、クマタカや、日本では四国を南限繁殖地としているピンズイ、ホシガラス等の鳥類が生息している貴重な区域となっている。また、石鎚山南西側に位置する面河溪谷区域については、断崖の溪谷に天然木が林立し、鳥類では、クマタカ、コルリ、カッコウ、オオコノハズク等、哺乳類では、ヤマネ、ニホンモモンガ、ムササビ、ニホンリス等が生息しており、多種多様な鳥獣が見られる貴重な区域となっている。

このように、当該区域は、いずれの区域も野生鳥獣の生息環境として優れており、当該鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要のある区域であると認められることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針 保護管理方針

- 1) 鳥獣保護区管理員により、鳥獣の生息状況等を把握するための調査を行う。当該区域においては、特にクマタカの生息状況や生息環境に留意した調査を行う。その中で、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物であるソウシチョウ等の生息が近年確認されているため、生息動向を監視することに留意する。
- 2) 利用者による鳥類への影響や違法捕獲防止のため、自然保護官や鳥獣保護区管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係地方公共団体や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。その中で、当該区域においては、特にクマタカの生息状況や生息環境に留意した巡視を行う。
- 3) 個体数調整を必要とする鳥獣における自然環境被害等が発生した場合、県が策定する特定鳥獣保護管理計画と整合を取りながら、他の鳥獣の生息に配慮し迅速な対応に努める。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
 総面積 802 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	802 ha
農耕地	- ha
水面	- ha
その他	- ha

イ 所有者別内訳

国有地	802 ha
-----	--------

国有林	{ 林野庁所管 802 ha 文部科学省所管 - ha	{ 制限林 802 ha 普通林 - ha	保安林	802 ha
			砂防指定地	- ha
			その他	- ha
国有林以外の国有地（所管別に記載）				- ha

地方公共団体有地	- ha	都道府県有地	- ha
		市町村有地等	- ha
私有地等	- ha		
公有水面	- ha		

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	- ha	自然環境保全地域特別地区	- ha
		自然環境保全地域普通地区	- ha
自然公園法による地域	737 ha	特別保護地区	- ha
名称（石鎚国定公園）		特別地域	708 ha
		普通地域	29 ha
文化財保護法による地域	151 ha		
名称（国指定名勝 面河溪）			

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、愛媛県中部に位置する石鎚国定公園の主峰石鎚山を中心とし、石鎚山西側に位置する堂ヶ森北区域、石鎚山東側の瓶ヶ森山頂から稜線部にかけて位置する瓶ヶ森区域及び石鎚山南西側に位置する面河渓谷区域の三区域に分かれる。

イ 地形、地質等

当該区域は、四国の中西部に位置する四国の骨格を成す山脈地帯であり、地質型は緑色片岩類、土壌型は褐色森林土等からなっている。区域の大部分は、急峻な山容を示しているが、瓶ヶ森区域の中央の稜線部には、比較的なだらかな地形も見られる。

ウ 植物相の概要

堂ヶ森北区域は、針広混交天然木が山頂付近まで続いている。

瓶ヶ森区域は、石鎚山系山脈中心の瓶ヶ森山頂から稜線部のササ原に天然木が混在する亜高山帯の植生が見られる。

また、面河渓谷区域は、面河渓谷沿いの断崖にモミやツガなどの大径木が林立している。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類については、ゴジュウカラを始め、アオゲラ、オオアカゲラ、カヤクグリ、メボソムシクイ、キビタキ、オオルリ、ヒガラ、ホシガラス等多くの種が生息している。

哺乳類については、大型哺乳類の生息種類数が少なく、ツキノワグマについては絶滅の危機に瀕しているといわれており、カモシカについては目撃情報があるのみである。また、周辺部においてイノシシが見られる他は、まれにニホンザルの単独の個体が観察されるとともにニホンジカの痕跡情報がある

中型哺乳類は、キツネ、タヌキ、アナグマ等が生息している。小型哺乳類としては、ヤマネ等の生息が確認されている。

特に、堂ヶ森北区域では、生態系の頂点に位置するクマタカが生息しており、瓶ヶ森区域も、クマタカ、ピンズイ、ホシガラス等の生息場所となっている。面河渓谷区域については、クマタカの行動圏ともなっており、コルリ、カッコウ、オオコノハズク等多くの種が生息している他、樹上性哺乳類のヤマネ、ニホンモモンガ、ムササビ、ニホンリス等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域及び鳥獣保護区内においては、鳥獣の農林水産物への被害は発生していないが、周辺地域において、イノシシ・サル等による農作物被害が増加してきている。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規程による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損

失の補償をする。

6	施設整備に関する事項	
	特別保護地区用制札	38本
	案内板	6基